

令和 3・4 年度 入札参加資格審査申請の手引き(追記)

(測量及び設計コンサルタント等業務業者用)

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

新型コロナウイルスの影響により納税の猶予（消費税及び地方消費税）又は特例による徴収猶予（県税）を受けている場合の納税証明書の取扱いについて

1 消費税及び地方消費税

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律25号。以下「新型コロナ臨時特例法」という。）第3条による国税通則法第46条第1項の規定に基づき、消費税及び地方消費税の納税の猶予を受けている方は、納税証明書（その3、その3の2又はその3の3）の写しに代えて、税務署長が発行する納税の猶予許可通知書の写し（「該当条項」に新型コロナ臨時特例法による猶予であることが記載されており、審査基準日時点で猶予期間が満了していないものに限る。）を提出することができます。

（1） 郵送の場合

消費税及び地方消費税に係る納税証明書の代わりに、納税の猶予許可通知書の写しを申請書類に添付してください。

（2） 電子申請の場合

添付ファイル選択時に「消費税及び地方消費税」という項目が表示されますので、納税の猶予許可通知書をスキャンしPDF等形式で添付してください。

2 和歌山県税

和歌山県内に営業所等を有する場合は、県税に係る特例による徴収猶予を受けている場合であっても、納税証明書の写しを提出してください（猶予中の税目があっても発行されます。）。ただし、「徴収猶予中のもの」にチェックが入っている場合は、備考欄で新型コロナウイルス感染症の影響によることを確認できるものを提出してください。